各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社 東芝 代表執行役社長 綱川 智

株式会社東芝無担保社債の担保権設定に関する公告

当社が既に発行している下記表示の各社債につき、その各社債管理委託契約の定めに基づき、下記の通り第一順位の質権を設定致しましたので、公告いたします。

## I. 1. 社債の表示

第57回無担保社債(社債間限定同順位特約付) 現存額300億円(発行総額300億円)

- 2. 担保に関する事項
- (1)委託者 株式会社東芝
- (2)受託会社 株式会社三井住友銀行(代表)、株式会社みずほ銀行、株式会社三 菱東京 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社
- (3)担保 株式会社三井住友銀行本店営業部における委託者名義の定期預金 金額30,093,000,000円(第一順位)
- 3. 信託証書の表示

平成 29 年 4 月 28 日付第 5 7回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の担保権設定に関する信託証書

- 4. 上記の閲覧、謄写の場所および時間 委託者、受託会社の各本店、営業時間中
- 5. 担保提供制限にかかる特約の解除

上記社債の管理委託契約証書に添付の社債要項第12項に定める担保提供制限条項、および第19項第(2)号に定める社債管理者に対する通知の規定は、担保権設定に伴い、今後適用致しません。

委託者 株式会社東芝

共同受託会社 株式会社三井住友銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

## 三井住友信託銀行株式会社

Ⅱ. 1. 社債の表示

第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付)現存額300億円(発行総額300億円)

- 2. 担保に関する事項
- (1)委託者 株式会社東芝
- (3)担保 株式会社みずほ銀行本店における委託者名義の定期預金 金額(合計) 30, 180, 000, 000円(第一順位)
- 3. 信託証書の表示

平成 29 年 4 月 28 日付第 6 0回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の担保 権設定に関する信託証書

- 4. 上記の閲覧、謄写の場所および時間 委託者、受託会社の各本店、営業時間中
- 5. 担保提供制限にかかる特約の解除

上記社債の管理委託契約証書に添付の社債要項第 12 項に定める担保提供制限条項、および第 19 項第(2)号に定める社債管理者に対する通知の規定は、担保権設定に伴い、今後適用致しません。

委託者 株式会社東芝

共同受託会社 株式会社みずほ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

三井住友信託銀行株式会社

Ⅲ. 担保権設定に伴い、2017年4月28日以降、各社債の銘柄名は、以下の通り変更になりました。

株式会社東芝第57回担保付社債(旧第57回無担保社債(社債間限定同順位特約付))

株式会社東芝第60回担保付社債(旧第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付))